（法第 28 条第１項関係）

# 令和３年度　事業報告書

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパン

## １　事業の成果

平成３０年５月１日より開設した、就労継続支援Ｂ型事業所「インクルーシヴ・松山 ヒカリのアトリエ」の受託・運営が５年目に入った。何らかの障がいのため一般の仕事に就くことが難しくなった人や一般就労に向けて訓練したい人など通算９８名と契約し、アートを媒体とした就労支援を行っている。一人ひとり違った背景と個性を持つ方々の障害特性に応じた環境を整備して居場所を創り、それぞれの方の魅力を最大限に引き出すよう支援している。一般のギャラリー等での展覧会や販売会、またグッズ制作や印刷物等により、障がいのある方のアートの魅力を社会に拡げてきている。ご利用者様が自己肯定感を取り戻し、就労生活の基盤を整え、一般就労に向け前進されるステップになっており、実際に一般就労された方も通算で１１名になった。

令和３年４月には、凸版印刷株式会社と共同で「カフェ」と「アート」を融合させた「障がい者就労支援」を推進するべく業務提携契約を締結し、その共同取り組みの第一弾として、これまで両者が取り組んできた「ダイバーシティ＆インクルージョン」及び障がい者の社会参加・自立支援施策の一環として、就労支援と障がい者アート作品の発表の場が融合した新施設「ART CAFÉ Inclusive supported by NESCAFÉ」を松山市内にオープンした。

また、「ART CAFÉ Inclusive supported by NESCAFÉ」のオープンを記念し、令和４年４月２０日から４月２８日までの期間限定で「サクラアートカフェ」と題して、ヒカリのアトリエご利用者様のアート作品をネスカフェ原宿内にて展示を行った。

令和４年度からは、さらにスタッフの支援力を高め、ご利用者様の潜在力を引き出し、アーティストを育て、作品集の出版や展覧会を通じて社会との繋がりを開拓し、インクルーシヴな取り組みをより一層展開していきたい。

## ２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

| 事業名（定款に記載した事業） | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数 | 支出額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの受託・運営 | 就労継続支援Ｂ型事業所の受託・運営 | 通年 | 法人事業所内 | 20 名 | 60 名 | 102,280 |

(2)　その他の事業

| 事業名<br>（定款に記載した事業） | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 支出額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施していない | | | | | |
| | | | | | |

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

2　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3　２の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。